

令和 8 年  
第 1 回

# 定例会会議録

令和 8 年 2 月 19 日 開会  
令和 8 年 2 月 19 日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会



令和 8 年第 1 回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した者	3
開会	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
管理者報告	6
エコセメント化施設基幹的設備改良工事等について	18
議案第 1 号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例）の承認を求める ことについて	19
議案第 2 号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用 職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関 する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるこ とについて	21
議案第 3 号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例	23
議案第 4 号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 5 号 東京たま広域資源循環組合職員の旅費に関する条例 の一部を改正する条例	27

議案第 6 号	東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 7 号	東京たま広域資源循環組合議会議員の議員報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 8 号	令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正 予算（第2号）	32
議案第 9 号	令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算	33
議案第10号	令和8年度東京たま広域資源循環組合負担金	33
議案第11号	監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求 めることについて	50
閉会		51

**注 意**

本会議録は、事業者間の適正な競争を確保する観点から、一部\*（アスタリスク）で表記している部分があり、正式な会議録とは異なります。

令和 8 年 第 1 回 東京 たま 広域 資源  
循 環 組 合 議 会 定 例 会 議 事 日 程

令和 8 年 2 月 1 9 日 (木)

午 後 1 時 3 1 分

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 管理者報告
- 日程第 5 エコセメント化施設基幹的設備改良工事等について
- 日程第 6 議案第 1 号  
専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例）の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2 号  
専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末  
手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつ  
いて
- 日程第 8 議案第 3 号  
東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 号  
東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 5 号  
東京たま広域資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 号  
東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例
- 日程第 1 2 議案第 7 号  
東京たま広域資源循環組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例

日程第 1 3 議案第 8 号

令和 7 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 4 議案第 9 号

令和 8 年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

日程第 1 5 議案第 1 0 号

令和 8 年度東京たま広域資源循環組合負担金

日程第 1 6 議案第 1 1 号

監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

出席（応召議員）

第1番	日下部 広志君	第2番	上 條 彰 一 君
第3番	落 合 勝 利 君	第4番	土 屋 けんいち君
第5番	鴨 居 たかやす君	第6番	比留間 利 蔵 君
第7番	渡 辺 純 也 君	第8番	清 水 仁 恵 君
第11番	岡 田 しんぺい君	第12番	島 谷 広 則 君
第13番	佐 藤 まさたか君	第14番	星 　　いつろう君
第15番	山 口 智 之 君	第16番	武 藤 政 義 君
第17番	辻 村 ともこ 君	第18番	佐 竹 康 彦 君
第19番	星 野 玲 子 君	第20番	村 山 順次郎 君
第21番	田 口 和 弘 君	第22番	本 間 としえ 君
第23番	榎 本 久 春 君	第24番	鈴 木 拓 也 君
第25番	坂 井 かずひこ君	第26番	古 宮 郁 夫 君

欠席議員

第9番	森 本 せいや 君	第10番	鈴 木 成 夫 君
-----	-----------	------	-----------

説明のため出席した者

管 理 者	阿 部 裕 行 君	副管理者	高 橋 勝 浩 君
副管理者	橋 本 弘 山 君	事務局長	藤 井 達 男 君
総務課長	植 田 威 史 君	適正化・広報担当参事	石 黒 洋 子 君
環境課長	古 畑 　　守 君	事業調整課長	寺 谷 次 明 君
業務課長	田 中 常 治 君	エコセメント担当参事	下 間 志 正 君
会計管理者	横 堀 達 之 君		

職務のため出席した者

書 記	小 澤 　　崇 君	書 記	伊 藤 孝太郎 君
書 記	工 藤 翔 太 君	書 記	石 谷 　　光 君

令和8年第1回東京たま広域  
資源循環組合議会定例会議録

日 時 令和8年2月19日（木）

午後1時31分

場 所 東京自治会館・大会議室

午後1時31分開会

○議長（土屋 けんいち君） 改めまして、こんにちは。ただいまから始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は24名、欠席議員は2名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

本日の日程に先立ちまして、新たに組合議員になられた方がおりますので、事務局より御紹介願います。皆様のお手元には新たな議員名簿をお配りしてございますので、併せて御確認をください。お願いします。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、ここで新たに当組合議会の議員になられました方を御紹介させていただきます。

第20番、東久留米市選出、村山順次郎議員でいらっしゃいます。

○20番（村山 順次郎君） 東久留米から参りました村山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（藤井 達男君） よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、本年1月13日付で着任いたしました事務局職員を御紹介申し上げます。

循環組合会計管理者となりました多摩市の横堀環境部長兼会計管理者でございます。

○会計管理者（横堀 達之君） 横堀でございます。よろしく願いいたします。

○事務局長（藤井 達男君） 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土屋 けんいち君） ありがとうございました。

続きまして、昨年10月の組合議会定例会において、本会議においてメモ代わりのみに限定してパソコンの使用を認めてほしいという御意見がございました。これについて本日のプロ

ック代表者会議で本案件を議題とし協議したところ、同意見を認めるという意見が多数でありました。よって本会議場におけるパソコン等の電子機器の使用については、記録作成のための文字入力に限り使用を認め、使用する場合は他者に十分配慮するとしたことを御報告申し上げます。

最後に、昨年、標準市議会傍聴規則が改正されたことを受け、当組合議会傍聴規則の一部を改正いたしました。具体的には、年齢の届出を廃止したことと、その他表記におきまして時代や時勢に合わない傍聴制限の文言を見直す等の文言整理をいたしましたので、御報告申し上げます。

なお、これにより傍聴者に新たな対応を求めることはなく、以前と同様に傍聴できることに変わりはありません。

以上でございます。

## [日程第1] 諸般の報告

○議長（土屋 けんいち君） それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数におきましては15名といたします。また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は管理者挨拶及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告は指定の記者席から行うものとします。記者及び傍聴者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、本会議場への電子機器の持込みに関する申合せ事項を見直したことによりまして、パソコンやiPadなどのタブレット端末等電子機器の本会議場での使用については、記録作成のための文字入力に限り使用を認め、そのほかの使用は不可とし、使用する場合は他者に十分配慮することといたしましたので、そのように御協力をお願いいたします。

## [日程第2] 会議録署名議員の指名

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第89条の規定により、議長において第1番、日下部広志議員、第11番、岡田しんぺい議員を指名いたします。

### [日程第3]会期の決定

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

### [日程第4]管理者報告

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第4、管理者からの報告を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 今回もお忙しいところ第1回定例会にお集まりいただき、ありがとうございます。令和8年第1回組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶と御報告を申し上げます。

本日はお忙しい中、組合議会議員の皆様方におかれましては御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

また、本定例会におきましては、昨年10月の組合議会以降の組合事業の報告と議案11件につきまして審議をお願いするものでございます。主な議案は、令和8年度一般会計予算案でございます。予算の総額は215億992万9,000円で、二ツ塚処分場と谷戸沢処分場の安全かつ適正な維持管理、そしてエコセメント事業の推進及び更新事業でございます。

また、組織団体に拠出いただく負担金については、令和7年度より17億3,555万円増額の110億円となっており、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場は引き続き経年劣化に対応していく必要があるとともに、エコセメント化施設につきましては施設の更新工事等を着実にを行い、全量リサイクルを継続していかなければなりません。昨今の物価や人件費等の高騰はもとより、いよいよエコセメント化施設更新工事等の着工が始まることから、これまでより大幅に予算規模も大きくなっております。各組織団体におかれましては厳しい財政状況下にあることとは存じますが、議員の皆様方の格段の御理解をいただけますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては後ほど事務局から御説明申し上げますので、私からは最近の組

合をめぐる状況について報告をさせていただきます。

まず、昨年11月21日に、エコセメント化施設において出火を伴う機器トラブルがありました。これにより搬入団体の皆様には一定期間、焼却灰の搬入停止をお願いせざるを得ない状況となり、御迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。人的被害や周辺環境等への影響がなかったものの、再発防止に向けた対策を講じるとともに今後の対応を検討しながら、やはり竣工から20年近くが経過した本施設における更新工事を着実に前に進めていかなければならないと、改めて認識したところでございます。

機器トラブルの詳細とエコセメント化施設更新工事の内容については本日の議題の中で御説明申し上げますので、この定例会においても皆様の御理解をいただき、工事着工に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、本年1月7日には正副管理者4人全員で東京都庁を訪れ、副知事をはじめ各担当局長に新年の御挨拶の中で、要望を続けてまいりましたエコセメント化施設更新工事における財政支援について、これを対象としていただいたことに改めて御礼を申し上げたところでございます。

最後になりますが、多摩地域約400万人のごみの最終処分を日々行うことができますのも、地元日の出町の皆様の御理解、御協力によるものであり、改めまして感謝を申し上げたいと存じます。1月14日には日の出町役場を訪れ、町長、副町長そして町議会の正副議長にも新年の御挨拶を申し上げたところであります。今後も日の出町及び周辺住民の皆様との信頼関係を積み重ねながら、各組織団体から搬入される廃棄物の最終処分を確実に実施できるよう、処分場そしてエコセメント化施設の管理運営に万全を期してまいります。

組合議会議員の皆様方におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶及び報告とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋 けんいち君） ありがとうございます。

続きまして、事務局より説明願います。藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、昨年10月以降の組合事業の経過につきましては、私から御報告申し上げます。恐れ入りますけれども着座にて、これ以降失礼させていただきます。

お手元の議案書の4ページをお開きいただければと存じます。

まず、各委員会関係でございます。

(1) 共通では、昨年12月5日に学識経験者5名で構成される第54回技術委員会を開催いたしまして、各種環境測定データ等に基づき、令和7年度上半期の処分場の管理運営が適切に行われていることを確認いただきました。

(2) 谷戸沢処分場関係では、12月18日に日の出町第3自治会が主催いたします監視委員会に出席しまして、令和7年度上半期の環境調査結果及び処分場の管理運営状況等について報告いたしました。

(3) ニツ塚処分場関係では、12月19日に第22自治会が主催いたします対策委員会に出席いたしまして、令和7年度上半期の環境調査結果及び処分場の管理運営状況等について報告いたしました。

続きまして、5ページを御覧いただければと存じます。

処分場埋立及びエコセメント関係でございます。昨年9月から12月まで各月のニツ塚処分場の埋立状況及びエコセメント化施設の稼働状況について記載してございます。

埋立ての進捗につきましては、組織団体における不燃ごみのリサイクル化の取組によりまして、平成30年4月以降、埋立てゼロを継続してございまして、埋立進捗率は44.7%で変化ございません。エコセメント化施設は順調に稼働してございまして、焼却残渣の受入れ量とエコセメントの出荷量については記載のとおりで、エコセメント出荷量の増減につきましては、定期修繕及び、後ほど詳細を報告させていただきます11月21日に発生いたしましたエコセメント化施設内誘引送風機の機器トラブルに伴います施設停止期間があったことによるものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただければと存じます。

環境関係でございます。昨年11月12日から19日にかけて、今年度3回目となりますニツ塚処分場敷地内の大気中ダイオキシン類調査を行いました。続きまして、12月25日に、谷戸沢処分場、ニツ塚処分場及びエコセメント化施設の令和7年度上半期調査分の水質等調査結果の公表を行いました。また、本年1月21日から28日にかけて、今年度4回目となります大気中のダイオキシン類調査を行いました。

いずれの調査結果につきましても従来の調査結果と大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されてございます。

続きまして、搬入廃棄物適正化関係でございます。昨年12月に、今年度後期の立入調査を中間処理施設8施設において実施いたしました。今年度前期に実施いたしました立入調査と合わせまして合計で14施設に対して実施いたしまして、有害ごみの管理などが適正に行われ

ていることを確認しました。

また、本年1月8日と9日に組織団体職員等処分場視察研修会を実施いたしまして、組織団体、搬入団体の職員など約40名の方々に参加いただきました。

続きまして、広報関係その他でございます。

(1)の広報事業では、昨年12月6日に組合広報紙たまエコニュース86号を発行いたしました。谷戸沢処分場における自然再生の取組が自然共生サイトに認定されたことや、来年度から実施いたしますエコセメント化施設の設備改良工事中の一時埋立て、掘り起こしの流れなどについて特集いたしました。

次に、(2)見学事業では、11月27日に紅葉の谷戸沢処分場自然観察会をバスツアー形式で開催いたしました。

続きまして、7ページの(3)三多摩は一つなり交流事業でございます。本交流事業につきましては、組織団体、搬入団体の皆様の御協力の下、10月30日以降につきましては、こちらに記載のとおり10事業が実施済みでございます。それまでに実施いたしました18事業と合わせまして、本年度の実施は合計で28事業となります。御参加いただきました方々には、中間処理施設や最終処分場の見学のほか、日の出町や各組織団体の観光地等を見学していただき、楽しんでいただいたところでございます。

以上が定例の経過報告になりますけれども、追加の報告といたしまして、昨年11月に発生いたしましたエコセメント化施設での機器トラブルにつきまして説明させていただきます。

本トラブルに伴いました焼却残渣の搬入を約半月間停止させたことで、皆様には多大なる御迷惑をおかけいたしました。改めておわび申し上げます。

それでは、議案書とは別にお手元に配付させていただいております資料1、A3判の資料になります。エコセメント化施設の機器トラブルの発生についてを御覧いただければと存じます。

まず、左上です。トラブルの概要についてでございます。

トラブルの発生場所は、焼成炉の排ガス処理工程上に設置された誘引送風機でございます。当該誘引送風機に附属するクラッチ軸受が経年劣化により破損いたしまして、漏洩した潤滑油に引火したものでございます。

発生日時は令和7年11月21日午前10時頃で、出火を確認後、施設の運営受託者が消火器で直ちに消火し、軸受付近の床に油の漏洩があることを確認いたしました。そこで焼成炉を火止めいたしまして、当該送風機の停止をかけ、翌22日に送風機が完全に停止した後、秋川消

防署による現場検証で火災と認定されたところでございます。

なお、故障した機器の復旧作業は同日から開始してございますが、施設の特特殊性ゆえ修理に必要な部品の調達に時間を要するものがございました。そのため施設の運転休止に伴いまして焼却残渣の受入れバンカーの容量に限界を来したため、11月26日から乾燥灰の搬入を、11月27日から湿灰の搬入を停止せざるを得ませんでした。

その後、部品の調達は12月5日までに全てがそろい、直ちに組立てを開始いたしまして、12月8日にはトラブルの原因が究明されたことと再発防止策が着実に講じられていることを確認した上で、試運転を経て運転を再開いたしました。受入れ再開に際しましては、先月いっぴいまで受入れ時間を午前9時から午後4時までと30分延長してまいりました。

資料の左下に図がございます。こちらがエコセメント化施設敷地内の平面図でございます、トラブル発生箇所を示してございます。ちょうど③番と書いてございますところが焼成炉になりまして、ここから時計回りに排ガスが流れてございます。⑤番がばいじん等を捕集するバグフィルター、⑥が重貴金属回収設備で、その先に、今回トラブル起こした誘引送風機が設置されてございます。

また、右下の図は、出火時と消火時の写真でございます。

続きまして、資料右側に移りまして、今回の機器トラブルの原因でございますが、経年劣化により破損したクラッチ内部の軸受部分を貫通しているシャフトの振動が大きくなりまして、まずそこから潤滑油が漏洩いたしました。さらには振動が送風機の反対側の軸受にも伝わって軸受のカバーが破損し、そこからも潤滑油が漏洩し、回転部分で金属面同士が直接接触したことで発熱し潤滑油に引火したものと考えてございます。

次に、外部への影響でございますけれども、この潤滑油の漏洩と発火に伴う人的被害及び周辺環境への影響はございませんでした。

続きまして、運転再開までに実施した対策として4点掲げでございます。

1点目は、クラッチ本体に振動センサーを取り付けまして異常を早期に検出できるようにしたことなど、クラッチに対する対策でございます。

2点目といたしまして、異常を検出した際の初動対応を再確認したことでございます。

3点目といたしましては、トラブル箇所以外にも問題がないか施設の総点検を実施した結果、同様の構造をしたクラッチがございましたが異常がないことを確認いたしました。

4点目といたしまして、復旧後に今回トラブルを起こした送風機が万が一再び異常を来した場合でも、排ガス等が漏洩することのない対策が講じられたことでございます。

最後に、今後の対策について次の3点を進めてまいります。

1点目といたしましては、運営受託者に対しまして、エコセメント化施設を管理する上で想定されるリスクを評価して、それに基づく具体的な点検計画の作成を求めています。

2点目といたしまして、今回のような緊急時に廃棄物の搬入受入れが継続できる体制を確立すべく検討を進めてまいります。

3点目といたしましては、現在、運営受託者との間で、各搬入団体の皆様が今回の搬入停止に伴って生じた外部搬出費用など追加で生じた費用に対する補填について、協議を行っているところでございます。

資料1の説明は以上となります。今後は今申し上げました取組をしっかりと講じまして、リスクマネジメントの徹底に取り組んでまいります。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第47条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまの報告について何か御質問はございますか。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 私のほうからは大きく2項目について質問させていただきます。

1点目は、エコセメント化施設の火災について伺います。今、事務局長のほうから多大な御迷惑をおかけしたということでおわびの言葉をいただいたわけではありますが、私は早期の対応ができて被害が少なくてよかったなと思っております。

それで、この火災によって、乾燥灰が19日間それから湿灰が15日間、搬入停止になっておりますが、議案書の5ページには、処分場埋立て及びエコセメント関係の埋立て等を実績として焼却残渣の受入れは11月まで4,200トン、12月が5,300トンと記載をされておりますが、この受入れ停止による影響を受けてどのような影響が出ているのか、お答えください。

また、この火災について地元自治会などでは当然報告がされたと思いますが、どの時点で報告がされたのか、また、どのような質問や御意見などが出されて、どのような回答がされたのか、お答えください。

次に、今後の対応についてであります。

損失補償に関する協議ということで、当組合から各搬入団体へ損失補填できる範囲について協議中ということで「損失（施設停止に伴い搬入団体が外部搬出に要した費用等）」というこういう記述がありますが、どのような内容なのか、もう少し詳しく具体的に説明をして

いただきたいと思います。

それから、今回の損失補填であります、どこが出すことになるのか、既に協議がされて損失補填の総額というのが明らかになっているのかどうか、お答えください。

次に、2項目めでありますけれども、水質調査の項目について伺います。

6ページに環境関係ということで、大気中ダイオキシン類の調査が二ツ塚処分場の秋季分と冬季分、それから水質等調査結果は3つの施設の上半期調査分が公表されたと、こういう記述があります。先ほど事務局長の報告の中でもこれらの調査結果についてはこれまでの値との関係で大きな変化はなかったという説明でありましたが、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

それから、今後、公表されるデータというのがあるのかどうか、いつ頃公表をされるのか、お答えください。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） エコセメント担当参事、下間でございます。ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

1番目のところでございます。11月21日にエコセメント化施設で火災が発生したことについて、受入れ停止による影響をどのように認識しているかということでございます。

こちらにつきましては11月の受入れ量が減少しているのは、施設の定期修繕を10月19日から11月10日まで実施したほか、11月21日に発生した機器トラブルによる施設の運転休止により、11月26日から乾燥灰、27日から湿灰をそれぞれ停止したことも影響したと考えてございます。

次に、2番目の質問についてお答えさせていただきます。火災についての報告についてでございますが、こちらにつきましては、11月21日10時頃、出火を発見し、直ちに消火した後、10時半には日の出町及び地元自治会に速報として火災の概要を伝え、また同日17時の段階で被害の状況等についてお伝えいたしました。そのときに質問や意見等はございませんでした。

その後12月18日、19日に開催された地元自治会との定例的な会議において、詳細な説明を行いました。その場では幾つか質問がございましたが、その中の代表的な質問として、クラッチボックスについて施設稼働後、使用期間に応じて交換を行ったのかという質問がございました。組合側といたしましては、トラブル発生まで交換はしていなかったと回答しております。

次に、3番目の質問ということで、今後の対応として損失補償に関する協議の内容についてでございます。こちらにつきましては、現時点では施設の停止に伴い搬入団体が外部搬出に要した処理費用や運搬費等の補填を対象とできるか、補填はできるか、運営受託者である東京たまエコセメント株式会社と協議を進めているところでございます。

最後の今回の損失補填についてどこが出すことになるのかという質問に対して、回答させていただきます。現在検討している措置は、運営受託者である東京たまエコセメント株式会社と当組合とで締結している契約に基づいて支払いを求めるスキームを前提に、協議を進めているところでございます。

エコセメント担当からの回答は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 古畑環境課長。

○環境課長（古畑 守君） 環境関係の御質問にお答えいたします。

二ツ塚処分場の大気中ダイオキシン類調査の秋季分の結果及び谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、エコセメント化施設3施設の令和7年度上半期の水質等調査結果につきましては、いずれの調査におきましても、これまでの調査結果と大きな変化はございませんでした。

なお、大気中のダイオキシン類調査の冬季分につきましては、3月末頃に調査結果が分かりますので、それ以外の調査結果についてのお答えとなります。

また、今後いつ頃、調査結果が公表されるのかという御質問につきましては、まず水質等調査結果につきましては、第3四半期までの調査結果は3月末ごろに公表する予定になっております。先ほどのダイオキシン類の調査につきましては、年間の結果につきまして例年6月末頃に調査結果を公表していますので、答弁としては以上となります。

○議長（土屋 けんいち君） 2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 御答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

この搬出量、受入れ量の変化については、定期修繕の関係とそれから今回の機器のトラブルによる運転停止という、2つのことで受入れ量が減少しているという答弁であったと思います。それで具体的な受入れ量の減少量というのは、これからそれぞれの組織団体の受入れの調査をしないと、どのぐらいというのが分からないということでしょうか、御答弁お願いします。

次に、地元自治体、自治会などに説明、報告についてでありますけれども、御答弁いただきましたように、トラブル発生までクラッチボックスの交換を行っていなかったのかというそういう質問がされて、これへの回答がなされたということでありまして、地元側から、な

ゼクラッチボックスを交換しなかったのかとか今後の再発防止策についての質問などは出されなかったのかどうか、お答えをいただければと思います。

次に、今後の対応についてであります。今、損失補償に関する協議が行われているということで、外部搬出した処理費用だとか、運搬費等を補填の対象としてできるのかどうかということを、運営受託者である東京たまエコセメント株式会社と協議をしているという答弁がありました。この施設の停止によって発生した費用でありますから、外部搬出の処理費用でありますとか運搬費等は当然補填の対象とすべきだと考えます。ぜひ今の現段階での受託者との協議状況がある程度分かれば、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、損失補填についてはどこが出すのかということになりますと、先ほど答弁ありましたように支払いを求めるスキームを前提に協議を進めているということでもありますので、受託者がある程度のところを出すのか、それとも組合としても多少のものは出さなきゃいけないのかというところがあるのだと思いますが、今回、損失補償の協議をあまり長引かせていくというのは好ましいことではないと考えます。大体いつ頃までに終わらせるというお考えなのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、水質調査の項目についてであります。今、御答弁をお聞きをいたしまして調査結果に大きな変化はなかったということでありまして、今後、大気中のダイオキシンの冬季分が3月末頃に公表され、それ以外についても4月以降ということでもありますので、しっかりと公表をしていただくことを心がけていただくことを要望しておきます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） エコセメント担当参事、下間です。

灰の減少量につきましては、12月中に、組合から各搬入団体等に調査をかけております。

灰の受入れにつきましては、12月中は30分延長して受け入れております。

2番目について回答させていただきます。クラッチボックスがなぜ点検していなかったのかというところの質問については、自治会の中からは御質問はございませんでした。

今後の対応につきましては、意見ということで出ております。そこにつきましては、摩擦熱ではなく金属同士に潤滑がなくなり触れ合った際に火花が発生し、その火花が引火したということで、御意見をもらいました。

もともとプラント全体の検査項目から外れた箇所での事故で致し方ない部分、想定外の箇所が事故原因になったというところはあるが、エコセメント施設改修工事が今後予定されて

いることから、言葉は悪いが、それまで何とか使っていればいいという雰囲気があると同様の事故の要因にもなりかねない。今回は初期対応が非常にうまくいき、人的被害も出なかったし周辺環境に影響を及ぼすこともなく処理ができたということ、本当に不幸中の幸いではないか。これを機にいま一度気を引き締めて、今後の稼働運営に当たっていただきたいという意見がございました。

これに対して、当組合としましては、今回の事故を踏まえ新たにセンサーを加えたり、放置している状況ではないので、今回のところ、実際、経年劣化しているので本格的には改良工事中及び定期修繕中でやっていきますが、同じようなところで再発しないように対応いたしまして、あと総点検をした結果、類似の同じようなクラッチボックスが見つかりましたので同様な対応をしていきます。いずれにしても教訓をしっかりとイメージし事故がないようリスク管理という観点で考えてしっかりと対応していくという回答を、当日出しております。

次に、損失補填の金額についてでございますが、損失補填の総額が確定するのは、今年度中に調査を各搬入団体にいたしまして金額を確定させますが、それは来年度になる予定でございます。

最後に、支払いの時期でございますが、これにつきましては来年度の支払いを現在予定しているところでございます。

エコセメント担当からの回答は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに。

24番、羽村市、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 羽村市、鈴木です。私も3問なんですけれども、今の火災トラブルの件で教えてください。

1点目は、修理と対策は結構お金かかったんじゃないかなと思うんですけれども、予算の枠内で対応ができるものだったのか、お尋ねします。

2点目は、今後の対応②で、同様の事故が起こった場合、受入れが継続できる体制の確立ということが書かれているんですけれども、具体的にはどういうものを想定して、その実現可能性などはどういうふうの評価されているか、教えてください。

3点目は、先ほどの議論、聞いていてもあまりよく分からなかったんですけれども、かなりお金が、損失補填がかかるんだろうと想像するんですけれども、誰がそれを持つという方向で検討しているのか。すみません、多分、私の理解力の問題かと思うんですけれどもよく分からなかったなので、分かりやすく教えてください。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 今回の修理、エコセメント化施設の今回機器トラブルを起こした修理代につきましては、予算の枠内で行える、対策ができる金額になっております。

2番目といたしまして、今回のトラブルでは、搬入団体からの焼却残渣の受入れを約2週間停止せざるを得なかったことを重く受け止めまして、現在、二ツ塚処分場内への一時埋立てができるかどうかの具体的な検討を現在進めているところでございます。

最後、3番目といたしましては、損失の件につきましては先ほどお話しさせていただいたところでございますが、現在、検討している措置といたしましては、運営受託者である東京たまエコセメント株式会社と当組合で締結している契約に基づいて、支払いを求めるスキームを前提に協議を進めているところでございます。

○議長（土屋 けんいち君） 24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 1点目、2点目は分かりました。

3点目、支払いを求める、誰から誰に支払いを求めるということなのかということが多分私よく分かっていないと思うので、主語をよく分かりやすく教えてください。すみません。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） これは、当組合から運営受託者である東京たまエコセメント株式会社に支払いを求めるスキームを、現在協議中でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 当組合から会社に支払いを求める。当組合、会社が払うということなんです、要はね。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） おっしゃるとおりです。

○24番（鈴木 拓也君） 会社が払うね。はい、分かりました。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに。

26番、古宮議員。

○26番（古宮 郁夫君） 26、瑞穂町の古宮です。今、今回のこの火災発生の原因が、クラッチに異常があって火災になったのか、シャフトの軸受が過熱して、それが元々の原因だったのか、どちらがその元々の原因だったかというのがちょっと何か分かりづらいなというの

がありました。

あくまでクラッチとしては通常の動きがあったんですけれども、シャフトを受ける軸受がその部分の潤滑がとれなくなって、回転することによって熱が発生して、そこに引火したということであれば、クラッチじゃなくて軸受がその例えばその定期点検、メンテナンスするときにグリスアップだとかそういったところ、潤滑をちゃんとできるような形の定期点検を入れておられなかったから、そこがまず原因だということではクラッチが原因じゃないような気がするんですけれども。

本当にこの回転部分というのは、軸受は必ず定期点検でメンテナンスを入れるべきところだと思うので、そこに今まで点検項目に入っていなかったということ自体が問題だろうというふうに思います。これは、だから管理している側の東京たまエコセメント株式会社、これのやっぱりある部分過失というか、そこになるんだろうなと思ったので、ちょっとその確認だけお願いします。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 今の質問に対してでございますが、事故が発生し、一番最初に破損した箇所の振動が反対側の軸受に伝わって、そちらでも故障が発生したということでございますが、最初にこのクラッチボックスの中のクラッチ軸受が破損してから、その振動が隣の反対側の軸受にも伝わってということでございます。

○議長（土屋 けんいち君） 26番、古宮議員。

○26番（古宮 郁夫君） ですから、軸受ですね。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） はい。軸受にも伝わって、そちらの故障もほぼ同時にという形でございます。

最後におっしゃるとおり、ここの点検については最初から日常的な点検は目視では行っておりましたが、クラッチボックスそのものの中とか点検したりとかいうことはしていなかったもので、おっしゃるとおり東京たまエコセメント株式会社の過失というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で管理者報告を終わります。

#### [日程第5]エコセメント化施設基幹的設備改良工事等について

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第5、エコセメント化施設基幹的設備改良工事等についてを議題といたします。

説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書では8ページとなっておりますが、別紙資料2にてお配りしてございますエコセメント化施設基幹的設備改良工事等についてを御覧ください。

詳細につきましては担当参事から御説明申し上げます。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） エコセメント担当参事でございます。

それでは、お手元の資料、エコセメント化施設基幹的設備改良工事について御説明いたします。

初めに、エコセメント化施設基幹的設備改良工事の概要について御説明いたします。それでは、着席して説明させていただきます。

工事の目的につきましては、エコセメント化施設について、平成18年7月の稼働開始から20年が経過しており、現在まで定期的な施設修繕を行いながら運営してまいりました。今後、令和32年度まで、当施設が安全稼働し安定したエコセメント事業の運営が継続できるよう、今回基幹的設備の改良工事を行います。

工事の概要につきましては、お手元の資料を御覧ください。

工事件名はエコセメント化施設基幹的設備改良工事であり、工事施工者は太平洋エンジニアリング株式会社でございます。工事場所につきましては、二ツ塚処分場内のエコセメント化施設でございます。契約金額については528億円でございます。

工期につきましては、契約期間の令和7年8月から令和13年3月の約6か年でございます。その内訳といたしましては、設計準備工事期間が1か年、設備改良工事が5か年でございます。実際の工事の施工期間の内訳といたしましては、仮設準備工事について令和7年度内から令和8年9月でございます。設備改良工事につきましては、令和8年より各年11月から翌

年2月までの100日程度の間、施設の運転を停止した上で実施いたします。また、100日程度の施設停止期間以外についても、当施設の定期修繕期間中に施設の運営に支障のない範囲で工事を実施いたします。

設備改良工事を行うための準備工事につきましては、工事作業のための現場事務所、駐車場、資材置場などを二ツ塚処分場内に設置いたします。

令和8年度実施予定の主な設備改良工事は資料のとおりでございます。焼却残渣を投入するためのクレーンの更新を、令和9年度までの2か年で継続して行います。また、乾燥灰を受け入れるためのタンクの新設を、令和10年度までの3か年で継続して行います。そのほか、焼却残渣に含まれる重金属を回収する設備の省エネ化工事についても行います。

次に、埋立関連施設整備等工事について御説明いたします。エコセメント化施設休転期間中の焼却残渣の取扱いについてですが、現在、二ツ塚処分場内の埋立地にて整備を進めております埋立関連施設にて、一時埋立てを行います。この施設については基幹的設備改良工事の始まる令和8年11月より稼働開始予定としており、工事期間中の各年度100日程度、当施設を利用して焼却残渣の一時埋立てを行います。

御説明は以上となります。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

以上で、エコセメント化施設基幹的設備改良工事等についてを終わります。

[日程第6]議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第6、議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書10ページをお開き願います。

議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて提案理由を御説明いたします。

本案は、東京都人事委員会の勧告等により、公民較差の解消のため当組合職員の期末勤勉手当の年間支給額を0.05か月分増額するもので、本会議において専決処分について御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容を説明願います。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、お手元の議案書の10ページをそのまま御覧いただければと思います。

議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてでございます。

本改正は、東京都人事委員会の勧告によりまして、公民較差解消のため職員の期末勤勉手当の年間支給額を0.05か月増額するものでございます。

議案書13ページ、こちらに新旧対照表がございますので御覧いただければと存じます。

期末手当基礎額に乗ずる割合を100分の125から100分の126.25へと改正いたしますとともに、勤勉手当基礎額に乗ずる割合を100分の117.5から100分の118.75へと改正いたしまして、当組合においては年2回、6月と12月に支給しております勤勉手当から0.025か月分ずつ増額し、年間で0.05か月分を増額するものでございます。しかしながら、令和7年度に関しましては6月分の支給を終えている関係上、年間0.05か月分を増額を12月支給の手当より実施することとするため、附則を設けておるところでございます。

これらの改正につきましては、当組合といたしましても東京都に準拠することといたしまして、令和7年12月の支給分から改正すべく施行日を12月1日といたしまして、令和7年11月28日に管理者の専決処分により東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正させていただきました。

専決処分書はお手元11ページ、改正条例は12ページに掲載してございます。

議案第1号につきましては以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを、原案のとおり承認することに賛成の皆様の手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

[日程第7]議案第2号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第7、議案第2号、専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書14ページを御覧ください。

議案第2号、専決処分（東京たま広域資源循環組合計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

本案は、東京都人事委員会の勧告等により、公民較差の解消のため、先ほどの職員の給与に関する条例と同様、会計年度任用職員の特別給の年間支給額を0.05か月分増額するもので、本議会において専決処分について御承認をお願いするものでございます。

内容につきまして事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容を説明願います。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それではお手元の議案書の改正条例は19ページから34ページに掲載のとおりでございます。続いて、35ページから54ページが新旧対照表となっておりますが、まず35ページのほうを御覧いただければと思います。

大変失礼いたしました。議案書の17ページです。17ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

期末手当基礎額に乗じます割合を100分の125から100分の126.25へと改正いたしますとともに、勤勉手当基礎額に乗ずる割合を100分の117.5から100分の118.75へと改正いたしまして、当組合においては年2回、6月と12月に支給しております勤勉手当から0.025か月分ずつ増額いたしまして、年間で0.05か月分を増額するものでございます。しかしながら、令和7年度に関しましては6月分の支給を終えている関係上、年間0.05か月分を増額を12月支給の手当により実施いたしますために、附則を設けておるところでございます。

これらの改正につきましては、当組合といたしましても東京都に準拠することといたしまして、令和7年12月の支給分から改正すべく施行日を12月1日といたしまして、令和7年11月28日に管理者の専決処分によりまして、東京たま広域資源循環組合計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正させていただきました。

専決処分書は15ページ、改正条例は16ページでございます。

議案第2号につきまして以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて、本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の皆様の手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### [日程第8]議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第8、議案第3号、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書18ページをお開きください。

議案第3号、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

本改正は、議案第1号と同様に東京都人事委員会の勧告等に合わせ当組合の給料表を改正するとともに、給与制度改正に伴い住居手当及び課長相当4級の給料表を見直すものでござ

います。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容を説明願います。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） こちらが、改正条例19ページから34ページの内容でございます。

そして、35ページから54ページにかけてが新旧対照表となっております。

35ページの新旧対照表の1ページ目を御覧いただければと存じます。

第12条の住居手当につきましては、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ  
る者の支給金額を月額3万円に引き上げるものでございます。

下段、別表第1の給料表につきましては、令和7年4月に遡及して給料月額の改定を実施  
いたします。

続きまして、48、49ページを御覧いただければと存じます。

こちらに附則がございまして、その附則の別表が49ページにございますが、こちらにござ  
いますとおり課長昇任時の職務、職責に見合った給料上昇を確保するため、4級の水準の下  
限でございます初号の給料月額について引き上げるものでございます。

議案第3号につきましては以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） つまり東京都の職員と同じということになるんでしょうか。国に  
準じたという要素も18ページの提案理由に入っているものですから、ちょっと分かりにくか  
ったんですけども、教えてください。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 国に準じた形で東京都の人事委員会のほうも勧告として出して  
おりますので、そのような内容で当組合のほうの給料改定ということになってございます。

○24番（鈴木 拓也君） そういう意味ですね。分かりました。

○議長（土屋 けんいち君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） ほかに質疑なしと認めます。

これにて、本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第9]議案第4号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第9、議案第4号、東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書56ページをお開きください。

議案第4号、東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

本改正は、都の条例改正に合わせ、制度の利便性向上を図る観点から名称の見直しを行うとともに、条項の前にこれまで付されていなかった見出しを付するものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容を説明願います。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、今お開きいただいている57ページのほうに改正条例を掲載してございますが、めくっていただいて58ページに新旧対象表がございますので、そちらを御覧いただければと存じます。

まず、第16条にございました「生理休暇」という名称を「健康管理休暇」に改めます。

続きまして、見出しが付されていなかった第17条の4（介護についての申出があった場合における措置等）、第17条の5には（勤務環境の整備に関する措置）を新たに見出しとして付するものでございます。

議案第4号については以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて、本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第10]議案第5号 東京たま広域資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する  
条例

[日程第11]議案第6号 東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

[日程第12]議案第7号 東京たま広域資源循環組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第10、議案第5号、東京たま広域資源循環組合職員  
の旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第6号、東京たま広域資源循環  
組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び日程第12、議案  
第7号、東京たま広域資源循環組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例については、関連するとともに同種内容でございますので、一括して議題とい  
たします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書60ページをお開きください。議案第5号、東京たま広域資  
源循環組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、76ページ、議案第6号、東京た  
ま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び  
82ページ、議案第7号、東京たま広域資源循環組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例について、一括で提案理由を御説明いたします。

本改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行による国の旅  
費支給制度の見直しを踏まえ、東京都条例に準拠する職員等の旅費の支給等に係る規定の改  
正を行うものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたし  
ます。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容の説明をお願いいたします。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、議案第5号から第7号まで一括して、資料は、お手  
元資料と別につけております資料3-1というA4縦のものにまとめましたので、そちらの  
ほうを御覧いただければと存じます。

資料3-1、職員の旅費に関する条例等の改正についての概要でございます。

まず、1の概要でございます。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行による国の旅費支給制度の見直しを踏まえまして、職員の旅費の支給等に係る規定の改正を行うものでございます。

2といたしまして、議案第5号の東京たま広域資源循環組合職員の旅費に関する条例の主な改正内容でございます。

(1) 出張の定義につきまして、職員が職場を離れた旅行を前提としていたものを、職場、自宅等を離れた旅行に拡大いたします。

(2) 旅費の支給につきましては、出張者への支給のみだったものを、旅行代理店等の旅行役務提供者に対する支払いを可能といたします。

(3) 鉄道賃といたしましては、新幹線を含む特別急行列車等の使用について距離制限を廃止いたします。

(4) その他の交通費といたしまして、レンタカーの賃料について支給可能といたします。

(5) 「宿泊料」を「宿泊費」に改正いたします。宿泊料として、副参事以上、定額1万3,500円、それ以外、定額1万2,500円としていたものを、改正後は「宿泊費」といたしまして、次の資料3-2でございます。そちらに別表の2、宿泊費基準額という表がございますが、そちらの右側ですね。「職務の級が十級以下の者」と一番右の列でございます。これは国の基準額でございますが、この国の基準額を上限とする支給といたします。

戻りまして、(6) 「包括宿泊費」の規定を新たに新設いたしまして、移動と宿泊がセットになったいわゆるパック旅行について支給を可能といたします。

(7) 「日当」・「食卓料」を、宿泊を要する費用に充てるための「宿泊手当」に改正いたします。日当は1日につき支給していたものを、宿泊手当は1夜につき支給といたします。宿泊手当は同様資料の3-2の今度が一番下ですね。別表3、こちらのとおり国の支給基準額と同額の支給といたします。

戻りまして、(8) 条例に違反した者に対して、旅費の返納を求めるとともに給与等からの返納額の控除を可能といたします。

続きまして、3、東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例、及び東京たま広域資源循環組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の主な改正内容でございます。これが議案第6号と議案第7号となるものでございます。

(1) は、先ほどの東京たま広域資源循環組合職員の旅費に関する条例に準拠する形で改

正をいたします。

(2) 宿泊費といたしましては、宿泊料定額 1 万 5,000 円としていたものを、「宿泊費」といたしまして、同様に別表 3-2 の別表第 2 宿泊費基準額にあるちょうど真ん中ですね。「指定職職員等」の列により国の基準額を上限とした支給といたします。

戻りまして、(3) 「日当」・「食卓料」を、宿泊に要する費用に充てるため「宿泊手当」に改正いたします。日当は 1 日につき支給していたものを、宿泊手当は 1 夜につきの支給といたします。宿泊手当は資料 3 の 2 の一番下、別表第 3 のとおり国の支給額と同額の支給といたします。

議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号につきまして、以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

24 番、鈴木議員。

○24 番（鈴木 拓也君） 国家公務員に関する基準の改正に基づくところなんですけれども、都条例の状況、もしかしたらこれから都も変えるということなのかもしれないんですけれども、それがどういう状況なのか教えてください。

それから、別表 2 は、先ほど御説明あったうち「指定職職員等」、国の場合はどういう職員のことを指しているのか、教えてください。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

（休憩）

○議長（土屋 けんいち君） 再開します。

植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） すみません、お時間を取らせてしまい申し訳ございませんでした。

まず、1 点目の都の場合はどのような形での改正をされているのかというところの質問なんですけれども、ちょっと具体例を何点かというところでもよろしいでしょうか。

まず、鉄道賃というところでは、国の主な改正の場合は内国旅行における特急料金の支給について、現行の距離制限を廃止しているという内容になってございまして、都の場合、そこに準じた場合のところにつきましては、近隣地の区分を廃止し、現行の近接地外旅行のとおり支給するという内容になっているということと、内国旅行における急行料金及び座

席指定料金に係る距離制限を廃止というふうになっているのと、あと、のぞみ号等の利用条件を廃止というふうなところになってございます。

その他の交通費というところでは、現行ではよくどちらの自治体においても車賃というふうに記載があるところでございますけれども、こちらにつきましては、国のほうで内国旅行における定額を廃止し、実費支給方式に変更しているという内容になってございますけれども、東京都のほうの主な改正内容につきましては、レンタカー賃料等を新たに支給するすとか、実費額によることができない場合の定額支給については現行の取扱いを維持するというような内容で、それぞれそういったところの国と東京都で若干違いがあるというところでございます。

あと、2問目のところの指定職員等は国の場合は何を指しているのかという御質問だったと思うんですけれども、これは国のほうでは事務次官ですとか、そういったところの職にある者をこちらでは指しているというふうなところになります。

以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 分かりました。つまりいいんですけれども、都に合わせるんじゃなくて国に合わせたということかと思うんですけれども、これまでもそういうやり方をしていて、今後もそうだとしたことなのかしら。別に反対するものじゃないんですけれども、何か一般的に東京都に合わせるのが大体、給料も合わせていますでしょう。だから、こっちも都に合わせるのかと思ったら違うので、何か理由があるんでしょうか。あれば教えてください。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 東京都に準じているというところでは間違いはないんですけれども、国と都を比較した場合に、都が国の基準をそのまま引用しているものと都と国とで運用上若干違う基準を定めているところがあるので、国に準じているそのままのところもありますし、当組合としてもそのままのものもありますし、東京都の条例に準拠したものもあるということで、全てそのまま国に準じているということでもなく、東京都に準拠しながら国のものも制度として活用しつつ、東京都としての地域性というか、そういったところも鑑みて当組合の規定も変えているというところで御理解いただければと存じます。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

質疑、討論は一括して行いましたが、議案の採決につきましては、それぞれ個別に行うことといたします。

まず、議案第5号 東京たま広域資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 東京たま広域資源循環組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 東京たま広域資源循環組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第13]議案第8号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)

○議長(土屋 けんいち君) 次に、日程第13、議案第8号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者(阿部 裕行君) 議案書86ページをお開きください。

議案第8号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)について提案理由を御説明いたします。

87ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、本補正予算は歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算総額を111億2,760万8,000円とするものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(土屋 けんいち君) 引き続き事務局より内容を説明願います。

藤井事務局長。

○事務局長(藤井 達男君) それでは、88ページを御覧いただければと存じます。

歳入の第3款都支出金、第1項都補助金におきましては、500万円を計上いたします。これは東京都の環境基本計画に掲げる2030年目標の達成に向けまして、東京の広域的環境課題の解決に資する事業等に係る経費を補助する事業におきまして、当組合が実施いたします谷戸沢処分場の生態モニタリング調査委託の内容を精査いたしましたところ、その一部が新たに補助対象になる見込みとなったことによるものでございます。

続きまして、第4款財産収入、第1項財産運用収入におきましては、令和7年度において普通預金金利が上昇したことを受けまして、補正額として400万円を計上するものでございます。

これらに伴いまして、歳出におきましては第5款諸支出金、第1項基金費において各基金に積み立てるため、歳入合計と同額の900万円を計上するものでございます。

議案第8号につきましては以上でございますが、内容の詳細につきましては、お配りしてございます令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算説明書(第2号)のほうを御確認いただければと存じます。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）について、  
原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第14]議案第9号 令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

[日程第15]議案第10号 令和8年度東京たま広域資源循環組合負担金

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第14、議案第9号 令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び日程第15、議案第10号 令和8年度東京たま広域資源循環組合負担金については関連性がございますので、一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案第9号 令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び議案第10号 令和8年度東京たま広域資源循環組合負担金について、一括で提案理由を

御説明いたします。

議案書90ページをお開き願います。

初めに、議案第9号 令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてであります。

本予算案は、91ページの第1条にありますとおり、予算総額を歳入歳出それぞれ215億992万9,000円と定めるものであります。前年度より106億6,192万4,000円の増で、前年度比は198.3%となっております。

本予算の特徴であります。安全で安定した処分場運営を行っていくことを基本方針としながらも、エコセメント化施設更新に伴う本体工事着手等に対応した予算編成となっております。

また、第2条にありますとおり、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を設定させていただきます。

債務負担行為の設定につきましては、94ページを御覧ください。

第2表にありますとおり、多摩地域循環型社会形成推進地域計画策定支援業務委託として、エコセメント化施設基幹的設備改良工事に充当する循環型社会形成推進交付金を獲得するための要件である令和10年度以降の地域計画を策定するため、令和8年度から令和9年度までを期間とし、1,471万8,000円の債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、第3表、地方債につきましては、このたびのエコセメント化施設整備事業に伴いまして、組合債として国から55億6,100万を限度額とし、起債見込みとして計上いたしました。

続きまして、議案書95ページをお開き願います。

議案第10号 令和8年度東京たま広域資源循環組合負担金であります。

さらに96ページをお開きいただき、最下段にある合計を御覧ください。

令和8年度組織団体負担金として総額110億円の負担をお願いするものであります。

詳細につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容を説明願います。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、まず議案第9号 令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、着座にて説明を続けさせていただければと存じます。

こちらにつきましては、議案書とは別に冊子をお配りしてございます。令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び説明書がございまして、こちらに沿って御説明させていただければと存じます。

まず、冊子の2ページ、3ページを御覧いただければと存じます。

第1表のそれぞれ最下段にありますとおり、歳入歳出予算の総額は215億992万9,000円となるものでございます。

続きまして、4ページを御覧いただければと存じます。

第2表、債務負担行為について御説明を申し上げます。

多摩地域循環型社会形成推進地域計画策定支援業務委託といたしまして、エコセメント化施設基幹的設備改良工事に充当いたします循環型社会形成推進交付金を獲得するための要件でございます。令和10年度以降の地域計画を策定するため、令和8年度から令和9年度までを期間といたしまして、1,471万8,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3表、地方債につきましては、このたびのエコセメント化施設整備事業に伴いまして、組合債として国から55億6,100万円を限度額といたしまして、起債見込みとして計上いたしました。

続きまして、8ページ、9ページをお開きいただければと存じます。

まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金につきましては110億円で、前年度より17億3,555万円の増となっております。こちらは組織団体から毎年拠出いただいている負担金でございます。

次に、第2款国庫支出金でございます。福島原発の事故に伴う放射性物質の測定経費のうち、エコセメント化施設からの排出ガス中の放射性物質の測定に要する費用についての補助金のほか、エコセメント化施設整備事業に伴う循環型社会形成推進交付金の皆増によりまして11億9,023万6,000円となっております。前年度より11億8,669万7,000円の増となっております。

次に、第3款都支出金でございます。二ツ塚処分場内の針葉樹を広葉樹へ林相転換する事業に対しまして交付される補助金と合わせまして、エコセメント化施設整備事業に伴う廃棄物処理施設整備費都補助金の皆増によりまして7億4,044万5,000円を見込んでございます。

次に、第4款財産収入でございます。第1項財産運用収入といたしまして、土地等の貸付収入や各種基金の運用利息などで5,271万8,000円を見込んでございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページを御覧いただければと存じます。

第5款繰入金でございます。エコセメント化施設整備事業に伴いまして、最終処分場等施設整備基金繰入金を皆増いたしまして、財政調整基金繰入金と合わせて20億567万8,000円で計上いたしてございます。

第6款繰越金でございますが、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

第7款諸収入、第1項組合預金利子につきましては、歳計現金を保管している普通預金口座の預金金利といたしまして、このところの金利上昇を受けまして451万円の歳入を見込んでございます。

次に、第2項雑入でございます。

第1目雑入におきましては、エコセメント売却単価の増やエコセメントの製造過程で排出されます金属澱物、ミックスメタルの売却数量自体の増を見込んでいる一方で、エコセメント化施設の公共料金負担金が減になってございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページの第2目弁償金につきましては、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定に要する費用といたしまして、東京電力からの原子力損害弁償金として、560万6,000円を見込んでおり、合わせて前年度比2億7,237万8,000円減の9億3,534万2,000円を見込んでございます。

次に、第8款組合債でございます。第1項組合債、第1目衛生債といたしまして、エコセメント化施設整備事業の支出に備えるため55億6,100万円を計上してございます。

以上が歳入となります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、14、15ページを御覧いただければと存じます。ここから歳出となります。

まず、第1款議会費でございますが、議員報酬や議会開催に要する費用でございます。予算額889万7,000円で前年度より96万8,000円の減となっております。要因といたしましては、令和8年度は2年に一度の議員改選の年度ではないため、議員改選に伴う報酬及び行政視察に伴うバス借上料等を計上していないことによるものでございます。

続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費は、理事等の報酬、職員の人件費、弁護士委託料のほか職員の出退勤や出張人事給与管理等を行う総合システムの保守委託などの管理経費でございます。現状の人員体制を踏まえた人件費を見込むとともに、給与改定や5年に一度の総合システムの更新、LAN機器等の借上げの更新に伴いまして、3,511万2,000円増となっております。4億259万2,000円を計上してございます。

主な内容としたしましては、第12節委託料は6,028万3,000円を計上してございまして、16、17ページを御覧いただきたいと思いますが、委託料としたしましては、弁護士委託、ネットワーク監視業務委託、総合システム更新業務委託等となっております。

続きまして、第13節使用料及び賃借料でございますが、こちらは公用車、複写機、LAN機器等の借上料などで1,762万4,000円でございます。

第2款総務費、第2項監査委員費は、監査委員報酬などで38万7,000円を計上してございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、18ページ、19ページを御覧いただければと存じます。

第3款衛生費につきましては、廃棄物の最終処分の業務に必要な物件費、処分場施設の維持管理業務などに伴う委託経費などでございます。

主な事項について御説明させていただきます。

第1目清掃総務費は事務的経費でございまして、6,565万4,000円で前年度より358万6,000円の増で計上してございます。これは第7次廃棄物減容量化計画の策定が完了した一方で、第12節委託料におきまして、令和10年度以降の多摩地域循環型社会形成推進地域計画の策定や災害時の廃棄物処理対応力向上を図るための業務委託料の増額とともに、組合広報紙「たまエコニュース」の作成業務やホームページの管理業務等としたしまして4,881万6,000円を計上してございます。

また、第18節負担金、補助及び交付金としたしまして、三多摩は一つなり交流事業に対する補助金などとして984万5,000円を計上してございます。

1枚おめくりいただきまして、20ページ、21ページを御覧いただければと存じます。

第2目二ツ塚処分場費につきましては、前年度より1億817万9,000円減の16億1,433万1,000円を計上してございます。災害対策マニュアル改定業務委託料の皆増、人件費等の高騰により委託料などが一部増額となっている一方で、搬入管理システム開発の完了に伴う皆減、修繕や各種委託料における作業量、調査項目、頻度を見直したことの精査に伴います減少、協定に基づく日の出町に対する地域振興事業負担金が前年度より減額となったことが大きな要因となっております。

主なものでございますけれども、第10節需用費が3億1,593万7,000円で、説明欄に記載のとおり浸出水処理施設用消耗品費や電気料、上下水道料、修繕料などでございます。

続いて、第12節委託料は6億3,671万3,000円でございますが、こちらについては処分場の

維持管理、埋立て等管理作業、浸出水処理、生活環境モニタリング調査等に係る委託経費でございます。

内訳につきましては、管理業務関連が2億3,927万円で、下から6行目、運営及び維持管理業務関連が1億509万6,000円、最下段、浸出水処理業務関連が1億8,386万2,000円、1枚おめくりをいただきまして、23ページの上から5行目、環境業務関連が1億848万5,000円となっております。

第14節工事請負費は5,390万円で、浸出水処理施設における処理槽の劣化に対応する防食塗装工事を実施するものでございます。

続きまして、第18節負担金、補助及び交付金でございます。こちらは地元日の出町に対する地域振興事業負担金で、前年度比5,000万円減の6億円を計上してございます。

続きまして、第3目谷戸沢処分場費でございますが、埋立て完了後の維持管理に係る経費などがございます。前年度比3,223万6,000円増の6億9,844万1,000円を計上してございます。生活環境モニタリング調査委託において、調査項目や頻度を見直したことによる減少があるものの、修繕料の増額や樹木剪定及び除草の委託内容の変更に伴う増や浸出水処理施設の管理手法検討に伴う設計委託が皆増となったものによるものでございます。

主なものでございますけれども、第10節需用費、こちらは浸出水処理施設用消耗品費、上下水道料、修繕料などで2億309万4,000円となっております。

第12節委託料につきましては、3億9,229万1,000円でございます。内訳は維持及び管理業務関連が1億7,632万7,000円、1枚おめくりいただきまして、24ページ、25ページに移りまして、中段、浸出水処理業務関連が1億439万6,000円、その6行下の環境業務関連が1億1,156万8,000円となっております。

第13節使用料及び賃借料は7,251万9,000円でございます。こちらは処分場内の町有地の借上料、太陽光発電施設借上料等でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、日の出町が実施いたします谷戸沢処分場下流での水質調査等に関する負担金として3,000万円を計上してございます。

続きまして、第4目エコセメント事業費でございます。予算額は前年度より3億9,066万6,000円増の68億8,582万9,000円を計上しております。

この増額の主な理由は、電気料や上下水道料の減少を見込んでいるものの、新たなエコセメント化施設運営業務委託契約の締結において、急激な物価変動に対応できるよう新たな契約で材料費と委託費の一部を変更したことによるものでございます。

主な事業費でございますが、第10節需用費は6億8,717万4,000円でございます。

次に、第12節委託料は61億9,228万7,000円で、説明欄のとおりそのほとんどが施設運營業務委託の経費となっております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、26ページ、27ページを御覧いただければと存じます。

第18節負担金、補助及び交付金につきましては、エコセメント化施設に隣接いたします青梅市との協定に基づき、青梅市内で行われます環境調査に対する負担金及びエコセメント普及啓発事業補助金、合わせて160万円を計上してございます。

続きまして、第5目エコセメント化施設整備事業費につきましては117億2,840万3,000円で、前年度より114億8,772万5,000円の大幅増となっております。これは委託料において埋立て掘り起こしに使用する石灰石購入委託料の皆増や各種委託における人件費上昇による増、エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び埋立関連施設整備等工事に伴う出来高払いに要する費用が大きく増となったものによるものでございます。

第4款公債費でございますが、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の建設時に借り入れた東京都振興基金償還金の元金と利子の合計でございます。28ページ、29ページでございますが、前年度1,000円の増の3,273万8,000円を計上してございます。

次に、第5款諸支出金でございますが、第1項基金費におきまして、各積立金の利子分が増となっている一方で、埋立関連施設整備費として前年度負担金増額積上げ分が皆減となったことによりまして、前年度11億7,825万7,000円減の5,265万7,000円を計上してございます。

次に、第6款予備費でございますが、前年度と同様2,000万円を計上してございます。

以上、令和8年度予算の内容について御説明をさせていただきました。

なお、この冊子の30ページから36ページにかけては給与費の明細が、38ページ、39ページには債務負担行為に係る調書、41ページには地方債に係る調書、42ページ、43ページには歳入歳出経費別内訳書の記載がございます。

また、資料4といたしまして、ちょうど資料4は数字の表でございますが、こちらでございます。資料4といたしまして、主な増減を示した令和8年度一般会計当初予算案の概要を添付させていただいているところでございます。

議案第9号の説明は以上でございますが、議案書に戻りまして、95ページをお開きいただければと存じます。95ページでございます。

議案第10号 令和8年度東京たま広域資源循環組合負担金について御説明させていただきます

ます。

次の96ページに組織団体別の負担金が記載してございます。表の最下段にございますとおり、総額は合計で110億円となります。各団体の内訳については、表に記載のとおりでございます。

続きまして、お隣97ページを御覧ください。

管理費と事業費とに分けました組織団体別の負担金額と併せて負担金の算出方法を記載してございます。

長くなりましたけれども、議案第9号、第10号の説明は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 様々ありまして、上條さんのこともあるので少しだけ最初に聞きます。

予算書の11ページ、雑入のところでエコセメント売却益というのが1億5,000万弱になっていまして、前年度比で大体倍になっているんですね。想定売却単価がトン\*\*\*円から\*\*\*円になる、そのゆえというふうになっているんですね。単価は大体3倍になるんですね、これ。単価は3倍になるんだけれども、売却益は2倍にしか伸びないと。何かコストが新たにかかってくるということなのかなとかいろいろ想像したんですけども、どういうことなのかちょっと分かりやすく御説明ください。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 単価が3倍ですが、売却が2倍というところがございますが、売却益につきましては、更新工事をこれから100日程度行いまして、通算で大体3か月入ってこないためにその分売却益が減るという形でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 分かりました。それがあつたんですね。想定売却単価が3倍の\*\*\*円というんですけども、いきなり\*\*\*円から随分上がるんだなと驚くんですけども、恐らくこれは自治体の公共施設整備等で使ってもらうという前提で上げるんだらうなと想像するんですけども、一般のセメントの単価は、いろんなものが値上がりしているんで、それも上がっているんじゃないかと想像するんですけども、それがもし分かったら教えてください。多分3倍まではさすがに上がっていないと思うので、参考までに教えてください。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 大体一般のセメントなんですけれども、太平洋セメントが一般のセメントとして普通に売却する金額については大体\*\*\*円……。少々お待ちください。

○議長（土屋 けんいち君） 藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） ちょっと今手元に数字がないんですけれども、実際セメントの価格がかなりここに来て上がっているというところは認識しているところでございます。これは私どもからエコセメントについては、たまエコ社については太平洋セメントのほうにこれを売却していくとなりますけれども、私どもとしてはしっかりとそれ相応の額で売れるようにということで努力いたしまして、今回こういうふう増を見込んでいるということでございます。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 現在、普通のセメントとしての売却につきましては、1トン当たり令和4年10月の段階で\*\*\*円なので、現時点ですと、もうちょっと上がって\*\*\*円程度かなというふうに推察されます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） それでは、一般会計予算で4項目、それから、負担金で1項目質問をさせていただきます。

まず、国庫支出金と都の支出について伺います。令和6年度の決算の審査のときに、国庫支出金は予算全体の0.1%、都支出金は実額で24万4,000円と大変少ないことについて、ごみの最終処分場という避けて通れない事業に対して国や都の認識が大変低いのではないかとという指摘をさせていただきました。その上で国や都の認識を変えるための働きかけを評価するために、ぜひ御努力をお願いしたいということで、働きかけを強めていきたいという答弁もいただいたわけであります。

資料4を見ますと、当初予算の概要、特徴的な事項及び主な増減理由では、国庫支出金が11億9,000万円で、前年度比3万3,632%、都支出金が7億4,000万円で40万9,085.6%と大きく増えております。まず、交付金や補助金獲得のためにどのような働きかけをされてこられたのか、また、こうした金額を獲得できたことについてどのような見解を持っておられるの

かお答えください。

次に、基金積立てについて伺います。繰入金は20億567万8,000円で、施設整備基金からの繰入れであります。前年度比620.3%となっております。この基金残高はあとどれくらいあるのか、また、今後の繰入れについてはどのように考えておられるのか。

それから、歳出の基金のほうを見てみますと、5,265万7,000円を4つの基金に積み立てることになっておりますが、それぞれ新年度末の積立残高は幾らになるのか。さらに、基金運用収入が5,265万5,000円計上されておりますが、どのような運用を考えてこれだけの収入となるのかお答えをいただきたいと思っております。

次に、組合債、いわゆる地方債であります。組合債について伺います。55億6,100万円計上されておりますが、この組合債はどこからの借入となるのか、利率はどのくらいに設定されているのかお答えください。

次に、水質検査項目へのP F A S項目の追加について伺います。

まず、生活環境モニタリング調査委託が資料4を見ますと、二ツ塚処分場分が7,464万6,000円で前年度よりも1,185万1,000円少なくなっています。また、谷戸沢処分場分は4,948万5,000円で前年度よりも396万4,000円少なくなっています。主な増減理由、実施内容等の欄を見ますと、調査項目及び調査頻度の見直しによる減、こういう説明が記述されておりますが、具体的にどのような内容なのかもう少し詳しく御説明をお願いしたいと思っております。

また、この生活環境モニタリング調査の検査項目に有機フッ素化合物、P F A Sの項目を追加することを要望してまいりましたが、この点はどのようになったのかお答えください。

次に、負担金について質問をいたします。

このエコセメント化施設基幹的整備改良工事であります。工事費と運営費合わせますと2,215億円という大変大きな経費がかかるわけであり。今年7月から始まるということで負担金の金額は110億円で、前年度よりも17億3,550万円、前年度比で118.7%になっております。

議案書の96ページを見てみますと、各組織団体別の負担金の額が掲載されております。一番多い団体が13億9,743万4,000円、一番少ない団体でも1億2,240万2,000円となっております。非常に各自治体の負担が大きいということだと思っております。まず、どのようにしてこれらの金額を決められたのか、積算根拠について御説明をいただきたいと思っております。

それから、これまでも各組織団体の負担金を可能な限り少なくする努力を求めてまいりました。どのような努力をされたのかお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） まず、1点目の国及び東京都からの財政支援についてお答えをいたします。

まず、国、東京都からの補助金獲得のための働きかけについてでございますが、エコセメント化施設の基幹的設備改良工事に対する支援拡充を求めまして、令和6年7月8日に管理者が25市1町の首長連名による要望書を東京都環境局へ直接手渡すなど要望活動を行ってまいりました。こうした活動によりまして、従前は施設の新設、増設に限定されていた補助制度が既存施設の設備更新にも対象を拡大されるなど制度改正が実現されたところでございます。

その後も国及び東京都との協議を重ねているところでございますが、昨年時点で令和8年から12年の5年間で国・都補助金の総額は約106億円と見込んでおりましたが、現段階の試算では約160億円となる可能性があると思定をしております。こうした国・都から支援が見込める状況に至ったことにつきまして、当組合の多摩地域の安定的な廃棄物処理を担う広域的な役割や、循環型社会の推進に資するエコセメント事業が評価された結果であると受け止めてございまして、今回の補助金確保ができれば組合財政の安定化及び各組織団体の負担軽減に大きく寄与するものと考えてございます。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 繰入金のことについて私のほうからお答えさせていただきます。

まず、最終処分場等施設整備基金の残高というところで、1月末日現在におきましては、今のところ45億7,535万8,222円というふうになってございます。今後、2月下旬に収入する普通預金利子、そして、各組織団体から収入した負担金のうち、埋立関連施設整備費として3月に基金に積み立てるものも含めまして、令和7年度末の残高は57億8,243万3,580円というふうになる予定となっております。

また、今後の繰入額というところにつきましては、エコセメント化施設更新工事期間において各組織団体からの負担金に影響が出ないように、更新工事の進捗状況に応じて毎年度9億円程度を繰り入れる予定となっております。

当組合で積み立てている4つの基金の残高ということでございますけれども、令和8年度の当初予算における積立ての予定残高ということで限定いたしますと、まず、周辺環境整備対策基金におきましては833万3,000円、次に、組合債償還基金といたしましては1,285万円、

最終処分場等施設整備基金につきましては38億413万2,000円、最後、財政調整基金におきましては35億3,402万7,000円というふうになってございます。

そして、運用の考え方ですとかそういったところの御質問があったかというふうに思いますけれども、例年定期預金で運用を実施してございまして、8月というところで満期で実施しているんですけれども、令和8年度におきましては更新工事期間中であるため、そういった支払いに備えるために定期預金での運用は行わない予定となっております。

ただ、これまで例えば令和7年度、今現在なんですけれども、満期利息1.001%というところで、当時引き合いに出して一番いい条件を提示いたしました金融機関に定期預金で運用を1年間実施しているというような状況となっております。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） 3点目のお尋ね、組合債についてお答えをいたします。

組合債につきましては、地方公共団体がごみ焼却施設等の整備を行う際に活用する一般廃棄物処理事業債を想定しており、東京都を經由して総務大臣の同意をいただいた上で借入れを行うものでございます。借入利率につきましては、借入時点の市場金利を踏まえて決定をされるものでございますが、仮に地方公共団体金融機構から借入れした場合の現時点における参考利率は、固定金利据え置き期間3年以内、償還期限20年以内などの条件におきまして、年2.7%となっております。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 今回行うエコセメント化施設更新工事費に充てることのできる最終処分場等施設整備基金、こちらにつきましては、残高のほぼ全てを工事期間中のほうに取り崩す予定となっておりますけれども、各年度に分けて計画的に取り崩すということで今は考えているところでございます。

○議長（土屋 けんいち君） 古畑環境課長。

○環境課長（古畑 守君） 生活環境モニタリング調査委託の予算についての御質問にお答えします。

本調査委託は、日の出町、地元自治会との間で締結した公害防止協定に基づきまして、処分場が周辺の生活環境に影響を及ぼしていないことを確認するため調査を実施しています。調査項目や頻度につきましては、協定によりあらかじめ定められている内容のほか、調査結果において一定の数値を超えた場合のさらなる追加調査についても規定がされております。そこで、令和8年度の本委託の予算計上に当たりましては、直近の追加調査の実績を踏まえ

て精査を行いまして、調査項目及び頻度の見直しを行ったものになります。

次に、P F A S の検査項目の追加の御質問についてですが、こちらは令和7年第1回臨時会においても答弁いたしました。P F A S につきましては人の健康の観点から、その目標値や基準に関して国際的にも様々な科学的な議論が行われております。したがいまして、その科学的根拠に基づいたリスク評価が行われることが重要であることから、循環組合としましては、現段階で検査項目の追加を行う必要性はないと考えております。

以上になります。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） 5点目の御質問、組織団体負担金についてお答えをいたします。

組織団体負担金につきましては、組合と各組織団体との十分な協議、調整を経て策定をいたしました第7次廃棄物減容量化基本計画に定めた算定式に基づき、適切に算定をさせていただきます。具体的には、当該年度の運営管理等に係る経費を対象といたしまして、各組織団体の焼却残渣搬入実績量を用い按分するなどにより算定しているものでございます。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 各組織団体の負担を減らすために、まずは令和8年度の予算編成時におきましては、裁量的・経常的経費につきまして、原則として前年度を上回らないようにいたしまして、また、新規拡充事業については、義務的性格のものや緊急性が高いものなどに限定した上で、既存事業の最適化を図ることにより財源を確保するなど経費削減に努めてまいりました。具体的には、環境調査等におきまして日の出町や地元自治会との協議、合意の下、調査項目や頻度を見直すすとか、修繕や委託業務の作業回数、こういったところの見直しなどを行ってきたというところでございます。

○議長（土屋 けんいち君） 2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 大変多数の質問にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、国や東京都の交付金や補助金を獲得するための努力でありますけれども、今御答弁をいただきましたように、いろいろ管理者の方が26市町首長の連名の要望書を東京都の環境局長に手渡す、そういう要請行動も行われたと。また、いろいろ国や都との協議も重ねて、これだけの国庫支出金や都の支出金を獲得できたということで、非常に取組としては頑張っていたのではないかと考えます。その上で、ぜひ今後ともこうした補助金や交付金の

獲得のために御努力をお願いしておきます。

次に、基金積立てについて伺います。

この点については、基金の運用については、いろいろ御苦勞があると思います。これまでいわゆるゼロ金利政策ということで、なかなか預金利子につかないという中でいろいろ御努力をされてこられたのではないかと。少し今度は金利が高いものということになったと聞いておまして、そういう中で、これだけの4つの基金を合わせますと73億5,000万円を超える基金でありますから、そこら辺をどう運用していくのかという問題もあると思いますし、最終処分場等施設整備基金の積立て、これは今年度相当取り崩して対応していかなきやいけないという問題もあると思いますが、やはり少しでも運用利益を生み出すために御努力をお願いしたいと思いますが、そこら辺について見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、組合債についてであります。

この組合債は、仮に地方公共団体金融機構から借り入れた場合ということで、現時点の利率は固定金利で据え置き期間が3年以内、償還期限が20年以内という条件の中で年に2.7%ということのようではありますが、これはあくまでも現時点の例示であって、どこから借入れをするのかが決まっているわけではないということと理解しているのかどうか。例えば償還期間20年の金利は年に2.7%ですけれども、10年ならば2%という金利になるということも聞いておまして、できるだけ組織団体の負担を軽減していく、そういう方向での借入れ等を行っていくということが必要なんじゃないかと思しますので、これについても見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、水質検査項目へのP F A S項目の追加についてであります。

この問題では全国各地の廃棄物処分場で排水をされます処理水などにP F A Sが含まれており、河川などを汚染している非常に深刻な実態が全国的に広がっております。そういう中で、全国の自治体でもP F A S検査が行われております。多摩地域でも井戸水や地下水などの水質検査を独自に行う、そういう自治体も増えているわけでありまして、やはり自治体が自らの責任で住民の皆さんの命と健康を守るために行っているものと私は理解をしております。

今、ごみの減量と資源循環型社会の実現というのは当たり前のように私たちは使っているわけではありますが、かつては大量消費、大量廃棄ということで、これが当たり前で、ごみは燃やして埋めるという状況の中でこの当初の谷戸沢処分場がつくられて、多摩地域の焼却場

から大量に処分残渣などが持ち込まれました。そして、処分場からの汚水漏れによって周辺の川や地下水が汚染をされて、日の出の森・支える会をはじめとした市民団体の皆さんからの指摘によって抜本的な改善が図られた二ツ塚処分場では、今のような汚水処理が行われるようになったわけであります。

P F A S そのものは1970年代くらいから……

○議長（土屋 けんいち君） 質問してください。

○2番（上條 彰一君） 分かりました。入ってきたものでありまして、新たな汚染物質ということで今大きな問題となっているわけでありまして、私はこれまでの処分場のこうした経過や教訓というのをしっかり生かした対応が必要だと思います。既に先ほど科学的知見がないというようなことを答弁でおっしゃいましたけれども、欧米などではP F A Sについての科学的知見はもう明らかになっておりまして、腎臓がんだとか精巣がん、妊婦さんの高血圧症、低体重児出産、免疫低下、コレステロール値の低下など、非常にそうした病気のリスクを高めるということが指摘をされております。WHOの専門機関であります国際がん研究センターもP F O Aを発がん性があるグループ1、それから、P F O Sを発がん性がある可能性があるグループB 2に指定しております。

しかも、今モニタリング調査としてやっている調査は、処分場が影響を及ぼしていないことを確認するために実施をしているわけでありまして。そこに肝心のP F A Sの項目が入っていないというのは、私は本当におかしなことだなと思います。

それで、この資源循環組合の中で、この間どういう議論がこの問題でされてきたのか。それで、結論として今現状では、現段階では調査を行う必要がないと、そういう結論を出したのか少し明らかにしていただきたいと思います。

私は先ほどの質問の中でも検査費用の問題、これは2つの処分場の今度の予算の編成の中でも、合わせますと1,500万以上の経費の減ということになっているわけでありまして、十分このP F A S項目を入れて検査をしていく、そういう財政的な裏付けはあると見ておりますが、この点については検討されたのかどうかお答えをいただきたいと思います。

最後の負担金の問題であります。

積算根拠については、各組織団体の搬入実績で案分するなど算定をして、組合、それから、各構成団体との間で十分な協議をしたというふうな答弁でありました。負担金を可能な限り少なくする努力についてもいろいろと御答弁いただきました。やっぱり今物価高騰がかなり深刻な状況でありまして、経費もやっぱりどうしても伸びる、増える、そういう状況になっ

ているわけでありまして、こうした点で見ると、職員の皆さんの賃金はもちろんでありますが、委託事業で働く人たちの生活を守るという点の対応というのも必要だと考えるわけでありまして、そこら辺の展開はもしあればお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） 何点かいただきましたので、私からまとめて答弁させていただければと思いますけれども、先ほど交付金の話、あと基金の積立ての話、そして、組合債のお話をいただきました。

基本的にまだ金利状況はこれから見えないところがあります。日銀が今後どう動くのかというような事情もあります。しっかりと運用できる基金は運用するということと、借入金もできるだけ低利で借り入れるというのはもう当然のことでございますので、そこら辺は昨今の金融状況をよく見ながら適正に運用をし、借り入れていくべき話なのかなと思ってございます。

いずれにいたしましても、今後我々としてはより効率的な方法で運用していかなければいけない。一番最後に御質問された負担金の話もまさにそのとおりでございまして、御指摘いただいたとおり、各組織の皆様の負担ができるだけ少なくなるように内部努力をやるのはもちろんでございますけれども、一方で物価が高騰しているところもございまして、しっかりと払うべき費用を払っていかねばいけないということも思いますので、なかなか難しいところの局面でございまして、しっかりと内部努力しながら効果的な方法というのを考えていきたいというふうに思っております。

また、PFASの関係でいただきました。私どもはやはり地元から本当に御理解いただいて処分場を運営しているということでございますので、しっかりと単に問題がなかったことを立証するために測定しているということではなく、私たちとしては客観的な数値をお示しすることで安全・安心をいただくという視点でやっております。

PFASについては、なかなかまだ科学的知見がまさに飲み水としてどうなんだというような問題として議論されているところであるので、そういった状況もしっかりと我々は見つ、より地元で安全・安心していただけるような運営をしていきたいと思っております。

具体的にまだ組合債をどこから借りるといってもさっきは現在の想定だけの話でございますので、そこも含めてしっかりと状況を見ながら適正にやってまいりたいと思っております。

す。

○議長（土屋 けんいち君） ほかにありますか。

24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 3点お尋ねいたします。

1点目は別項目なので、そういうルールじゃないのかな。

○議長（土屋 けんいち君） 質疑は2回まで。

○24番（鈴木 拓也君） 本当。じゃ、ちょっと私はミスっちゃって駄目ですか。分かりました。

○議長（土屋 けんいち君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

質疑、討論は一括して行いましたが、議案の採決につきましては、それぞれ個別に行うことといたします。

まず、議案第9号 令和8年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和8年度東京たま広域資源循環組合負担金について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第16]議案第11号 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第16、議案第11号 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書98ページをお開きください。

議案第11号 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

現在、当組合の代表監査委員であります町田昌敬氏でございますが、本年2月20日で任期満了となります。

99ページを御覧ください。

このたび選任いたしたい監査委員は廣瀬勉氏でございます。廣瀬氏におきましては、八王子市の要職を務められ、現在、八王子市の常勤監査委員の職に就いていらっしゃいます。自治体職員としての経験があり、人格、識見ともに申し分ない方でございますので、御同意いただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋 けんいち君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

事務局より発言の申出がありましたので、お願いいたします。

植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） それでは、事務局のほうから2点事務連絡を申し上げます。

まず、1点目です。令和8年度の循環組合会議開催予定でございます。

別紙、会議開催予定表にありますとおり、本年10月及び来年の2月に定例会の開催を予定してございます。日程については記載のとおりでございますので、御承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目でございます。本年度下半期分の議員報酬の支払いについてでございます。

本年度下半期分の報酬につきましては、3月末日までに振込みの手続きを取らせていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） それでは、ただいまの報告について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） これをもちまして、令和8年第1回東京たま広域資源循環組合定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

午後3時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 土 屋 けんいち

第1番議員 日下部 広志

第11番議員 岡 田 しんぺい